

本庄市告示第167号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、児玉都市計画用途地域を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の変更の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の変更の案については、同法第21条第2項において準用する同法第17条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに本庄市長に意見書を提出することができる。

令和6年4月16日

本庄市長 吉田 信



1 都市計画の種類

児玉都市計画用途地域

2 都市計画を変更する土地の区域

本庄市児玉町児玉字飯米場及び字本町の一部

3 縦覧期間

令和6年4月16日（火）から令和6年4月30日（火）まで。ただし、本庄市都市整備部都市計画課又は本庄市経済環境部支所環境産業課で閲覧する場合は、本庄市の休日を定める条例（平成18年本庄市条例第2号）に規定する休日を除く。

4 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで

5 都市計画の案の縦覧場所

本庄市本庄3丁目5番3号

本庄市都市整備部都市計画課（市役所2階）

本庄市児玉町八幡山368番地

本庄市経済環境部支所環境産業課（児玉総合支所2階）

本庄市ホームページ

6 意見書の提出期間

令和6年4月16日（火）から令和6年4月30日（火）まで。ただし、本庄市都市整備部都市計画課へ直接持参する場合は、本庄市の休日を定める条例に規定する休日を除く。

7 意見書の提出先

本庄市本庄3丁目5番3号

本庄市都市整備部都市計画課（市役所2階）